本資料のうち,枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-エ-D-01-0023_改 0
提出年月日	2020年10月1日

基本設計方針に関する説明資料

【第40条 廃棄物貯蔵設備等】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年10月

東北電力株式会社

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	(放射性廃棄物の廃寒施 東海第二発電所		備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 1. 廃棄物貯蔵設備,廃棄物処理設備等 1.1 廃棄物貯蔵設備 放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は、通常運転時 に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄物処理 設備の処理能力,また、放射性廃棄物処理設備の秘働 率を想定した設計とする。 【40 条 1】 放射性廃棄物を貯蔵する設備は、放射性廃棄物が漏 たいし難い設計とする。また、崩壊熱及び放射線の照 射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含 まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく 腐食しない設計とする。 【40 条 2】	備考 表現上の差異
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む	可能性があるため公開できません - 1

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号楼(2020/6/11版)	(備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 1.3 汚染拡大防止 1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及 び漏えいの拡大防止 放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性 廃棄物の濃度が37Bq/cm ³ を超える放射性液体廃棄物貯 蔵施設内部のうち,流体状の放射性廃棄物の漏えいが 拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造,漏え いの拡大防止,堰については,次のとおりとする。 【40条4】 【39条12】	備考 差異なし
		 (1)漏えいし難い構造 全ての床面,適切な高さまでの壁面及びその両者の 接合部は,耐水性を有する設計とし,流体状の放射性 廃棄物が漏えいし難い構造とする。また,その貫通部 は堰の機能を失わない構造とする。 【40条5】 【39条13】 	
		 (2)漏えいの拡大防止 床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる 構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性 廃棄物を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は 堰と同様の効果を有するものを施設し、流体状の放射 性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。 【40条6】 【39条14】 	
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	- 2 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

 \mathbf{A}

// 关考\\\拍岐圳羽盾了力戏雪花笠7日₩ (0000/c/11 些)			/共 土
《参考》相畸刈羽原子刀発電所第7号機(2020/6/11版)	果海弟 発電所	女川原于刀笼電所第2号機	偏考 偏考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	東海第二発電所	(4) 放射性廃棄物貯蔵施設へに通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。 漏えいの拡大を防止するための堰及び施設外へ漏えいすることを防止するための堰及び施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、開口を仮定する貯蔵設備が設置されている区画内の床ドレンファンネルの排出機能を考慮しないものとし、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止できる能力をもつ設計とする。 【40条7】	備考
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可	- 3

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される 発電用原子炉施設は、固体状の放射性廃棄物をドラム 缶に詰める、容器に入れる又はタンク内に貯蔵するこ とによる汚染拡大防止措置を講じることにより、放射 性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。 【40条3】 	差異なし
		 1.4 排水路 液体廃棄物処理設備,液体廃棄物貯蔵設備及びこれ らに関連する施設を設ける建屋の床面下には,発電所 外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施 設しない設計とする。 【40条8】 【39条17】 	差異なし

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線	ŧ)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八か	らの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)	との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)	との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針	(後) との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争填200列比衣 - 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12.附墨平规则 一种代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	11用 /5
(廃棄物貯蔵設備等)			ロ 発電用原子炉施設の一	7. 放射性廃棄物の廃棄施		
			般構造	設		
			(3) その他の主要な構造	7.3 固体廃棄物処理系		
第四十条 放射性廃棄物を	放射性廃棄物を貯蔵する	放射性廃棄物を貯蔵する	(i) 本発電用原子炉施設	7.3.2 設計方針	基準要求への適合性を明確	放射性廃棄物の廃棄施設
貯蔵する設備は、次に定め	設備の容量は、通常運転時	設備の容量は、通常運転時	は,(1) 耐震構造,(2) 耐	(1) 貯蔵設備	化	1.1 廃棄物貯蔵設備
るところにより施設しなけ	に発生する放射性廃棄物の	に発生する放射性廃棄物の	津波構造に加え,以下の基	固体廃棄物処理系は,本原		
ればならない。	発生量と放射性廃棄物処理	発生量と放射性廃棄物処理	本的方針のもとに安全設計	子炉施設で発生する蒸発濃		
	設備の処理能力,また,放射	設備の処理能力,また,放射	を行う。	縮装置の濃縮廃液,原子炉		
一 通常運転時に発生する	性廃棄物処理設備の稼働率	性廃棄物処理設備の稼働率	a. 設計基準対象施設	冷却材浄化系及び燃料プー		
放射性廃棄物を貯蔵する容	を想定した設計とする。	を想定した設計とする。		ル冷却浄化系のろ過脱塩装		
量があること。①	【40条1】	① 【40条1】		置使用済樹脂,復水浄化系		
【解釈】				の復水ろ過装置廃スラッ		
1 第1項第1号に規定す				ジ,液体廃棄物処理系のろ		
る「貯蔵する容量」とは、発				過装置廃スラッジ,復水浄		
生量と処理能力、設備の稼				化系の復水脱塩装置及び液		
働率を想定したものである				体廃棄物処理系の脱塩装置		
こと。 ①				使用済樹脂, ランドリ廃ス		
				ラッジ, 雑固体廃棄物, 使用		
			(w) 放射性廃棄物の貯蔵	済制御棒等をその種類に応		
			施設	じて収集, 処理し, 🗘 貯蔵槽		
二 放射性廃棄物が漏えい	放射性廃棄物を貯蔵する	放射性廃棄物を貯蔵する	放射性廃棄物を貯蔵する	類内に貯蔵するか,又は貯	基準要求への適合性を明確	同上
し難い構造であること。②	設備は,放射性廃棄物が漏	設備は,放射性廃棄物が漏	施設(安全施設に係るもの	蔵し,その放射能を減衰さ	化	
	えいし難い設計とする。ま	えいし難い設計とする。ま	に限る。) <u>は,放射性廃棄物</u>	せた後,固体廃棄物貯蔵所,		
三 崩壊熱及び放射線の照	た,崩壊熱及び放射線の照	た,崩壊熱及び放射線の照	が漏えいし難い設計とする	雑固体廃棄物保管室又はサ		
射により発生する熱に耐	射により発生する熱に耐	射により発生する熱に耐	とともに, 2 <u>固体状の放射</u>	イトバンカに貯蔵保管する		
え、かつ、放射性廃棄物に含	え,かつ,放射性廃棄物に含	え,かつ,放射性廃棄物に含	<u>性廃棄物を貯蔵する設備</u> に	設計とする。		
まれる化学薬品の影響その	まれる化学薬品の影響及び	まれる化学薬品の影響及び	あっては, <u>放射性廃棄物に</u>	固体廃棄物貯蔵設備は,		
他の負荷により著しく腐食	不純物の影響により著しく	不純物の影響により著しく	<u>よる汚染が広がらない設計</u>	廃棄物による汚染の拡大を		
しないこと。②	腐食しない設計とする。	腐食しない設計とする。	<u>とする。</u> ③a	防止するため, 貯蔵槽類を		
	【40条2】	② 【40条2】		密封構造とし独立した区画		
				内に設けるか、あるいは周		
				辺にせきを設ける構造とす		
2 固体状の放射性廃棄物	固体状の放射性廃棄物を	固体状の放射性廃棄物を		る。また, 必要な箇所には漏	基準要求への適合性を明確	放射性廃棄物の廃棄施設
を貯蔵する設備が設置され	貯蔵する設備が設置される	貯蔵する設備が設置される		えい検出器等を設けるほ	化	1.3.2 固体状の放射性廃棄
る発電用原子炉施設は、放	発電用原子炉施設は,固体	発電用原子炉施設は,固体		か、エリアモニタ等で汚染		物の汚染拡大防止
射性廃棄物による汚染が広	状の放射性廃棄物をドラム	状の放射性廃棄物をドラム		レベルを監視する設計とす		
がらないように施設しなけ	缶に詰める、容器に入れる	缶に詰める、容器に入れる		る。 📀		

0

-7

赤色:	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣。	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	[]
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
ればならない。③	又はタンク内に貯蔵するこ	又はタンク内に貯蔵するこ		(3) 散逸等の防止		
【解釈】	とによる汚染拡大防止措置	とによる汚染拡大防止措置		固体廃棄物処理系は、本		
2 第2項に規定する「汚	を講じることにより、放射	を講じることにより、放射		原子炉施設から発生する放		
染が広がらないように施	性廃棄物による汚染が広が	性廃棄物による汚染が広が		射性固体廃棄物の破砕, 圧		
設」とは、ドラム缶に詰める	らない設計とする。	らない設計とする。		縮, 焼却, 固化等の処理過程		
等汚染拡大防止措置を講ず	【40条3】	<mark>③a③b</mark> 【40条3】		における放射性物質の散逸		③a 引用元:P1
ること。③				等を防止する設計とする。		
				具体的には次のとおりとす		
				వ. 🗘		
				焼却可能なものは固体廃		
3 前条第二項の規定は、	内包する放射性廃棄物の	内包する放射性廃棄物の		棄物焼却設備にて焼却処理	基準要求への適合性を明確	放射性廃棄物の廃棄施設
流体状の放射性廃棄物を貯	濃度が37Bq/cm ³ を超える放	濃度が37Bq/cm ³ を超える放		をして,焼却灰は <u>ドラム缶</u>	化	 1.3.1 流体状の放射性廃棄
蔵する設備が設置される放	射性液体廃棄物貯蔵施設内	射性液体廃棄物貯蔵施設内		<u>に詰め</u> て密封する。不燃性		物の漏えいし難い構造及び
射性廃棄物処理施設につい	部のうち,流体状の放射性	部のうち,流体状の放射性		雑固体廃棄物は仕分けし,		漏えいの拡大防止
て準用する。この場合にお	廃棄物の漏えいが拡大する	廃棄物の漏えいが拡大する		可能なものは破砕、圧縮に		
いて、「流体状の放射性廃棄	おそれがある部分の漏えい	おそれがある部分の漏えい		より減容し、ドラム缶等に		
物を処理する設備」とある	し難い構造,漏えいの拡大	し難い構造,漏えいの拡大		詰めて固体廃棄物貯蔵所に		
のは「流体状の放射性廃棄	防止, 堰については, 次のと	防止, 堰については, 次のと		貯蔵保管するか, 固型化材		
物を貯蔵する設備」と読み	おりとする。	おりとする。		(モルタル)を充填してド		
替えるものとする。 ④56	【40条4】	④⑤⑥ 【40条4】		ラム缶内に固型化し貯蔵保		
\bigcirc				管するか,又は放射性物質		
				が飛散しないような <u>措置を</u>		
【解釈】				<u>講じ</u> て雑固体廃棄物保管室		
3 第3項に規定する「流	全ての床面, 適切な高さ	全ての床面,適切な高さ		に貯蔵保管する。 ③b これら	基準要求への適合性を明確	同上
体状の放射性廃棄物を貯蔵		までの壁面及びその両者の		の処理過程で生じる粒子等	化	
する設備」とは、貯蔵タンク		接合部は,耐水性を有する		は粒子用フィルタで除去す		
等で、内包する放射性廃棄		設計とし,流体状の放射性		る。また,固化装置,減容装		
物の濃度が37Bq/cm		廃棄物が漏えいし難い構造		置は独立した区画内に設		
³ を超える設備をいう。ただ		とする。また,その貫通部は		け,必要に応じて周辺にせ		
し、当該設備に係る床ドレ	堰の機能を失わない構造と	堰の機能を失わない構造と		きを設ける構造とする。		
ンサンプの容量が貯蔵容量	する。	する。		使用済制御棒等は、その		
を超える設備は適用除外と	【40条5】	④ 【40条5】		放射能を減衰させるため,		
することができる。また、第				使用済燃料プールに貯蔵し		
3項は第39条第2項の解	床面は,床面の傾斜又は	床面は,床面の傾斜又は		た後、サイトバンカに貯蔵	基準要求への適合性を明確	同上
<i>釈8、9、11を準用するも</i>	床面に設けられた溝の傾斜	床面に設けられた溝の傾斜		保管する。	化	
のとし、この場合「処理す		により流体状の放射性廃棄				
る」を「貯蔵する」と読み替	物が排液受け口に導かれる	物が排液受け口に導かれる				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定紙機に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
えるものとする。4567	構造とし、かつ、気体状のも	構造とし、かつ、気体状のも				
	のを除く流体状の放射性廃	のを除く流体状の放射性廃				
4 堰の設置に関しては、	棄物を貯蔵する設備の周辺	棄物を貯蔵する設備の周辺		(4) 放射性物質の漏えい防		
漏えいの拡大を防止するた	部には, 堰又は堰と同様の	部には、堰又は堰と同様の		止及び放出防止		
めの堰として、貯蔵する設	効果を有するものを施設	効果を有するものを施設		濃縮廃液,使用済樹脂,		
備について、長さが当該設	し, 流体状の放射性廃棄物	し、流体状の放射性廃棄物		廃スラッジを処理する固体		
備に接続される配管の内径	の漏えいの拡大を防止する	の漏えいの拡大を防止する		廃棄物処理系の機器は、独		
の1/2、幅がその配管の	設計とする。	設計とする。		立した区画内に設けるか,		
肉厚の1/2の大きさの開	【40条6】	⑤ 【40条6】		あるいは周辺にせきを設		
口を当該設備と当該配管と				け,廃液及び使用済樹脂等		
の接合部近傍に仮定したと	放射性廃棄物貯蔵施設外	放射性廃棄物貯蔵施設外		が管理区域外に漏えいする	基準要求への適合性を明確	放射性廃棄物の廃棄施設
き、開口からの流体状の放	に通じる出入口又はその周	に通じる出入口又はその周		ことを防止する設計とす	化	1.3.1 流体状の放射性廃棄
射性廃棄物の漏えい量のう	辺部には, 堰を施設するこ	辺部には、堰を施設するこ		る。🗇また,漏えいの発生		物の漏えいし難い構造及び
ち最大漏えい量をもってし	とにより, 流体状の放射性	とにより、流体状の放射性		を防止するため機器等には		漏えいの拡大防止
ても、流体状の放射性廃棄	廃棄物が施設外へ漏えいす	廃棄物が施設外へ漏えいす		適切な材料を使用するとと		
物の漏えいが広範囲に拡大	ることを防止する設計とす	ることを防止する設計とす		もに、タンク水位の検出		
することを防止するため、	る。	る。		器,インターロック回路等		
当該貯蔵設備の周辺に近傍	漏えいの拡大を防止する	漏えいの拡大を防止する		を設ける。漏えいした場合		
に設けるものをいう。この	ための堰及び施設外へ漏え	ための堰及び施設外へ漏え		は、漏えいの早期検出を可		
場合の仮定は、堰の能力を	いすることを防止するため	いすることを防止するため		能にするとともに、漏えい		
算定するためにのみに設け	の堰は、開口を仮定する貯	の堰は、開口を仮定する貯		液体の除去、除染を容易に		
るものであり、開口は施設	蔵設備が設置されている区	蔵設備が設置されている区		行える設計とする。 📀		
内の貯蔵設備1か所想定	画内の床ドレンファンネル	画内の床ドレンファンネル		濃縮廃液等が留まるおそ		
し、漏えい時間は漏えいを	の排出機能を考慮しないも	の排出機能を考慮しないも		れのある建屋又は区域の床		
適切に止めることができる	のとし,流体状の放射性廃	のとし、流体状の放射性廃		及び壁面は,漏えいし難い		
までの時間とし、床ドレン	棄物の施設外への漏えいを	棄物の施設外への漏えいを		構造とする。また、敷地外		
ファンネルの排出能力は考	防止できる能力をもつ設計	防止できる能力をもつ設計		へ <u>管理され</u> ない <u>排水</u> を <u>排出</u>		
慮できるものとする。ただ	とする。	とする。		する排水路は <u>建屋</u> 内部 <u>の床</u>		
し、床ドレンファンネルの	【40条7】	⑥ 【40条7】		<u>面</u> の <u>下</u> を通らないようにす		
排出機能を期待する場合				る。さらに, 建屋又は区域		
は、その機能が確実なもの	液体廃棄物貯蔵設備及び	液体廃棄物貯蔵設備及び		内には管理されない排水路	同趣旨の記載であるが、表	放射性廃棄物の廃棄施設
でなければならない。また、	これに関連する施設を設け	これに関連する施設を設け		に通じる開口部 <u>を設</u> け <u>ない</u>	現の違いによる差異あり	1.4 排水路
施設外へ漏えいすることを	る建屋の床面下には、発電	る建屋の床面下には、発電		<u>設計とする。</u> ⑦		
防止するための堰は、漏え	所外に管理されずに排出さ	所外に管理されずに排出さ		タンク水位,漏えい検知		
いの拡大を防止するための	れる排水が流れる排水路を	れる排水が流れる排水路を		等の警報については、廃棄		
「堰の想定に加え、開口を仮	施設しない設計とする。	施設しない設計とする。		物処理系制御室又は中央制		
定する貯蔵設備が設置され	【40条8】	⑦ 【40条8】				

赤色:	:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) ご前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ている区画内の床ドレンフ				御室に表示する設計とす	»••• = • <i>p</i> • • • • •	
アンネルが排出機能を喪失				る。③		
したとしても、流体状の放						
射性廃棄物の施設外への漏				(5) 貯蔵容量		
<i>えいを防止できる能力をも</i>				原子炉冷却材浄化系及び		
つものとする。 ⑥				燃料プール冷却浄化系から		
				発生する使用済樹脂,復水		
				浄化系の復水ろ過装置廃ス		
				ラッジ及び液体廃棄物処理		
				系のろ過装置廃スラッジを		
				約10年分以上,その他の使		
				用済樹脂を約5年分以上貯		
				蔵できるように貯蔵槽類を		
				設置する設計とする。		
				また,固体廃棄物貯蔵所		
				及び雑固体廃棄物保管室		
				は,原子炉施設から発生す		
				るドラム缶詰め等の固体廃		
				棄物の約 5 年分以上を貯蔵		
				保管できるよう設計する。		
				サイトバンカは使用済制御		
				棒等を発生量の約10年分以		
				上を保管できるよう設計す		
				る。		
				これらは、必要がある場		
				合は増設を考慮する。		
			ト 放射性廃棄物の廃棄施			
			設の構造及び設備			
			(3) 固体廃棄物の廃棄設			
			備	7.3.3 主要設備		
			(i) 構造	(2) 使用済樹脂及び廃ス		
			固体廃棄物の廃棄設備	ラッジの処理		
			(固体廃棄物処理系)は,廃	使用済樹脂及び廃スラッ		
			棄物の種類に応じて処理又			
			は貯蔵保管するため、濃縮	化系沈降分離槽,使用済樹		
			廃液貯蔵タンク(床ドレン・	脂貯蔵槽、プラスチック固		
			化学廃液),濃縮廃液貯蔵タ	化式固化装置,固体廃棄物		

要求事項との対比表

9

 \square

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	L
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	L
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	L
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	L
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定紙機に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1X 南 本 平 州 列 利 州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	/m ~ 5
			ンク(ランドリドレン)(1	焼却設備等である。 🗘		
			号及び2号炉共用),使用済	原子炉冷却材浄化系及び		
			樹脂貯蔵槽, 浄化系沈降分	燃料プール冷却浄化系のろ		
			離槽、ランドリ系沈降分離	過脱塩装置から発生する使		
			槽(1号及び2号炉共用),	用済樹脂,並びに復水浄化		
			セメント固化式固化装置	系の復水ろ過装置及び液体		
			(1号及び2号炉共用),プ	廃棄物処理系のろ過装置か		
			ラスチック固化式固化装置	ら発生する廃スラッジは,		
			(1号及び2号炉共用),固	発生量の約 10 年分以上の貯		
			体廃棄物焼却設備(1号,2	蔵容量を有する浄化系沈降		
			号及び3号炉共用),滅容装	分離槽に貯蔵するか、又は		
			置(1号,2号及び3号炉共	貯蔵し放射能を減衰させた		
			用,一部既設),サイトバン	後, プラスチック固化式固		
			カ(1号,2号及び3号炉共	化装置で固化材(プラスチ		
			用), 雑固体廃棄物保管室(1	ック)と混合してドラム缶		
			号,2号及び3号炉共用),	内に固化し貯蔵保管する。		
			固体廃棄物貯蔵所(1号,2			
			号及び3号炉共用)等で構	復水浄化系の復水脱塩装		
			成する。1	置,機器ドレン系及び床ド		
			床ドレン・化学廃液系の	レン・化学廃液系の脱塩装		
			蒸発濃縮装置から発生する	置から発生する使用済樹脂		
			濃縮廃液は,タンクで放射	は,発生量の約5年分以上		
			能を減衰させた後、プラス	の貯蔵容量を有する使用済		
			チック固化式固化装置で固	樹脂貯蔵槽に貯蔵し、放射		
			化材 (プラスチック) と混合	能を減衰させた後、プラス		
			してドラム缶内に固化し貯	チック固化式固化装置で固		
			蔵保管する。	化材 (プラスチック) と混合		
			ランドリドレン処理系の	してドラム缶内に固化し貯		
			蒸発濃縮装置から発生する	蔵保管するか、又は固体廃		
			濃縮廃液は、タンクで放射	棄物焼却設備で焼却し、焼		
			能を減衰させた後、セメン	却灰はドラム缶に詰めて貯		
			ト固化式固化装置又はプラ	蔵保管する。 📀		
			スチック固化式固化装置で	ランドリドレン処理系の		
			固化材(セメント又はプラ	前処理装置から発生するラ		
			スチック)と混合してドラ	ンドリ廃スラッジは、ラン		
			ム缶内に固化し貯蔵保管す	ドリ系沈降分離槽(1号及		
			3.	び2号炉共用) に貯蔵し, 固		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			ろ過脱塩装置から発生す	体廃棄物焼却設備で焼却 し,焼却灰はドラム缶に詰		
			る使用済樹脂及びろ過装置	し、焼却灰はトラム缶に詰めて貯蔵保管する。		
			から発生する廃スラッジ	めて町蔵保官する。 🎸		
			は、浄化系沈降分離槽に貯			
			蔵保管するか、プラスチッ			
			ク固化式固化装置で固化材			
			(プラスチック) と混合し			
			てドラム缶内に固化し貯蔵			
			保管する。			
			復水脱塩装置,機器ドレ			
			ン系及び床ドレン・化学廃			
			液系の脱塩装置から発生す			
			る使用済樹脂は、使用済樹			
			脂貯蔵槽に貯蔵し放射能を			
			減衰させた後, プラスチッ			
			ク固化式固化装置で固化材			
			(プラスチック) と混合し			
			てドラム缶内に固化し貯蔵			
			保管するか,又は固体廃棄			
			物焼却設備で焼却し, 焼却			
			灰はドラム缶に詰めて貯蔵			
			保管する。			
			前処理装置から発生する			
			ランドリ廃スラッジは, ラ			
			ンドリ系沈降分離槽に貯蔵			
			後,固体廃棄物焼却設備で			
			焼却し,焼却灰はドラム缶			
			に詰めて貯蔵保管する。			
			可燃性雑固体廃棄物は,			
			固体廃棄物焼却設備で焼却			
			し、焼却灰はドラム缶に詰			
			めて貯蔵保管する。不燃性			
			雑固体廃棄物は、圧縮可能			
			なものは圧縮減容し、ドラ			
			ム缶等に詰めて貯蔵保管す			
			るか、固型化材(モルタル)			
			を充填してドラム缶内に固			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線	泉)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八カ	いらの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)	との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)	との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針	+ (後) との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本平 以 可力如(刖)	本平 以 可力到(仮)	型化し貯蔵保管するか、又	你的音短八	及い一本平政可力」「この対比	
			主他し灯廠休官,50%, 久 は放射性物質が飛散しない			
			ような措置を講じて貯蔵保			
			管する。また,使用済制御棒			
			等の放射化された機器は使			
			中済燃料プールに貯蔵した 1			
			後、サイトバンカに貯蔵保			
			管する。2			
			固体廃棄物焼却設備から			
			の排ガスは、フィルタを通			
			し放射性物質濃度を監視し			
			つつ専用の排気口から放出			
			する。			
			固体廃棄物処理系は、廃			
			棄物の破砕, 圧縮, 焼却, 固			
			化等の処理過程における放			
			射性物質の散逸等を防止す			
			る設計とする。 1			
			上記濃縮廃液等を詰めた			
			ドラム缶等は,所要の遮蔽			
			設計を行った発電所内の固			
			体廃棄物貯蔵所又は雑固体			
			廃棄物保管室に貯蔵保管す			
			<u>る。2</u>			
			なお, 必要に応じて, 固体			
			廃棄物を廃棄事業者の廃棄			
			施設へ廃棄する。 1			
			(ii) 廃棄物の処理能力			
			浄化系沈降分離槽の容量			
			は約 400m ³ 使用済樹脂貯蔵			
			槽の容量は約 480m ³ , 濃縮廃			
			液貯蔵タンクの容量は約			
			100m ³ , ランドリ系沈降分離			
			槽の容量は約100m ³ とする。			
			また、サイトバンカの容			
			量は約1,200m ³ , 雑固体廃棄			

	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			 物保管室の容量は約 500m³である。 固体廃棄物貯蔵所は、 200Lドラム缶約55,000本相 当を貯蔵保管する能力を有するものを設ける。 これらは、必要がある場合には増設を考慮する。 			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第40条 廃棄物貯蔵設備等】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	40条(廃棄物貯蔵設備等)	1					
	技術基準の条文、解釈への						
No.	及州室中の末文, 基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
1	貯蔵する容量	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	_				
2	漏えいし難い構造, 耐熱・ 耐腐食	同上	_				
3	固体状の放射性廃棄物に よる汚染拡大防止	同上	2	2	_		
4	放射性液体廃棄物貯蔵施 設の漏えいし難い構造	同上	3	3	_		
5	放射性液体廃棄物貯蔵施 設の漏えい拡大防止	同上	3	3	_		
6	放射性廃棄物貯蔵施設外 への漏えい防止	同上	同上 3 3 4				
7	施設外に排水を排出する 排水路	同上	_				
2	設置許可本文のうち,基	本設計方針に記載しないことの考え	方				
No.	項目	考え方	添付書類				
1	固体廃棄物の処理設備	第39条に対する内容であり、本条式	第39条に対する内容であり、本条文では記載しない。				
2	固体状の放射性廃棄物を 貯蔵する設備の汚染拡大 防止	「1. No.③」 にて同趣旨の内容を包括 載しない。	_				
3	廃棄物の容量に関する記 載	「1.No.①」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記 載しない。					
3.	設置許可添八のうち、基本	本設計方針に記載しないことの考えた	ī				
No.	項目	考え方			添付書類		
$\langle 1 \rangle$	固体廃棄物の処理設備	第39条に対する内容であり、本条式	とでは 記載	えしない。	—		
2	固体状の放射性廃棄物を 貯蔵する設備の汚染拡大 防止	「「「」」1 №(3)」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記」					
$\langle 3 \rangle$	漏えいの検出・警報	第47条に対する内容であり、本条文では記載しない。 –					
$\langle 4 \rangle$	廃棄物の容量に関する記 載	記 「1. No.①」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記 載しない。					
4.	詳細な検討が必要な事項						
No.		書類名					
а	要目表						
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書						
с	強度に関する説明書						
d	放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器(流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報 装置並びに排気筒を除く。)の配置を明示した図面及び系統図						

【第40条 廃棄物貯蔵設備等】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

е	構造図
£	流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算
Ι	書
g	固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書
h	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書